

第1章

緑の基本計画について

- 1 緑の基本計画とは…………… 3
- 2 計画改訂の背景…………… 3
- 3 対象区域・計画期間…………… 3
- 4 対象とする緑…………… 3
- 5 計画の位置づけ…………… 4



1 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく計画であり、都市の自然や地域の特性を把握した上で、緑地の保全および緑化の推進に関する施策などを定めることにより、都市公園の整備と併せて民有緑地の保全や都市の緑化を総合的かつ体系的に推進します。

2 計画改訂の背景

蒲郡市では、平成7（1995）年度に「緑の基本計画」を策定し、その後平成22（2010）年度の改訂を経て、緑の豊かなまちづくりを進めてまいりました。改訂から10年以上が経過しており、この間に社会経済状況が変化し、特に近年の人口減少や少子高齢化の進展を受け、将来の人口規模を見据えたまちづくりへの転換が求められます。また、都市緑地法の改正、上位計画である蒲郡市総合計画や愛知県広域緑地計画の見直しへの対応が必要となっていることから、これらを踏まえた計画の改訂を行います。

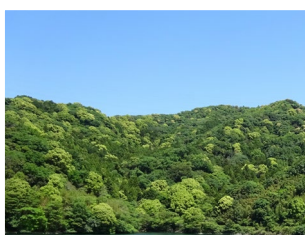
3 対象区域・計画期間

対象区域：都市計画区域（市域全体）5,696ha

計画期間：令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間

4 対象とする緑

本計画では、樹林や農地、河川・海岸の水辺に加え、公園緑地や街路樹、学校の公有地の緑や、住宅・工場・事業所の民有地の緑を対象とします。



樹林の緑



農地の緑



河川の緑



海岸の緑



公園緑地



街路樹



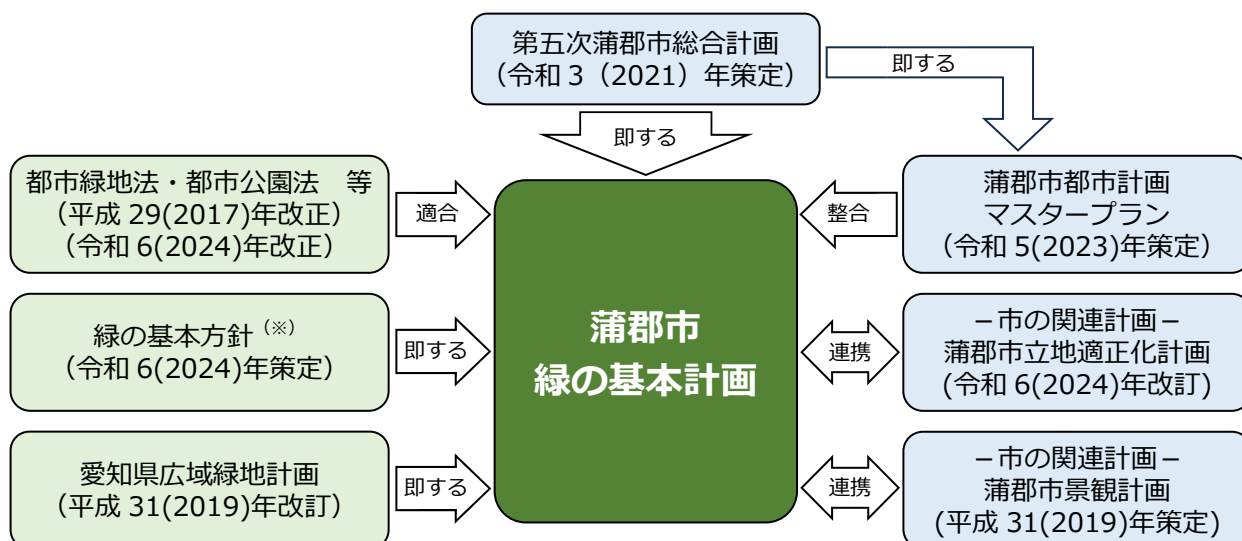
学校の植栽地



工業地の植栽地

5 計画の位置づけ

本計画は、市政の基本となる「蒲郡市第五次総合計画」に即するとともに、「蒲郡市都市計画マスタープラン」とも整合した内容とします。また、計画の実行性を高めるために緑に関連する計画との連携を図ります。



※緑の基本方針：都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針

本計画は、関連計画における方針を踏まえ、具体的な施策を定めるものです。

【都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針】

（緑の基本方針）令和6（2024）年12月策定

- 令和6（2024）年の都市緑地法改正に伴い、国が定めた緑の基本方針では、『人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being が実感できる緑豊かな都市』を将来的な都市のあるべき姿とし、その実現に向けて、緑地の保全及び緑化の推進の目標や、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針などを定めています。

【愛知県広域緑地計画】平成31（2019）年3月改訂

- 愛知県広域緑地計画では、『豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり～緑の質を高め 多様な機能を活用～』を計画の理念に掲げ、一の市町村の区域を越えた広域的観点から、県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標、緑の施策を定めています。

[愛知県の緑づくりを考える3つの緑]

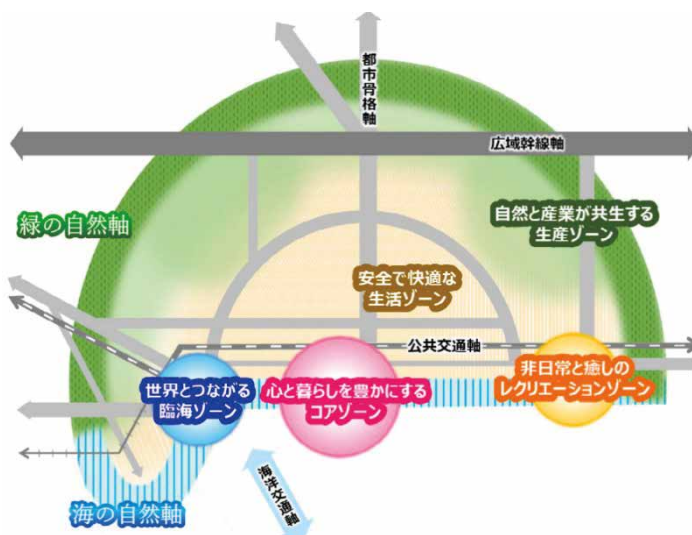
計画の理念の実現に向けては、緑づくりの基礎である「健全で良質な緑」が重要であり、「いのちを守る緑」「暮らしの質を高める緑」「交流を生み出す緑」の3つの機能を高め、多様な主体による連携や協働の取組により、これらの緑を効果的に『活用』します。

【第五次蒲都市総合計画】令和3（2021）年6月策定

○第五次蒲都市総合計画では、基本構想において「豊かな自然 一人ひとりが輝き つながりあうまち ～君が愛する蒲郡～」を将来都市像に掲げ、その実現に向けての視点や基本方針を空間的かつ概念的に表すものとして、将来都市構造を示しています。

【将来都市構造の概念図】

穏やかな三河湾と山並みからなる「自然軸」を土台として、蒲郡駅周辺の「心と暮らしを豊かにするコアゾーン」を中心に、まとまりのある各ゾーンが扇状に広がります。各ゾーンでは自然軸と調和した都市活動が行われ、「交通軸」によりつながり合うことで互いに影響し魅力を高め合っています。

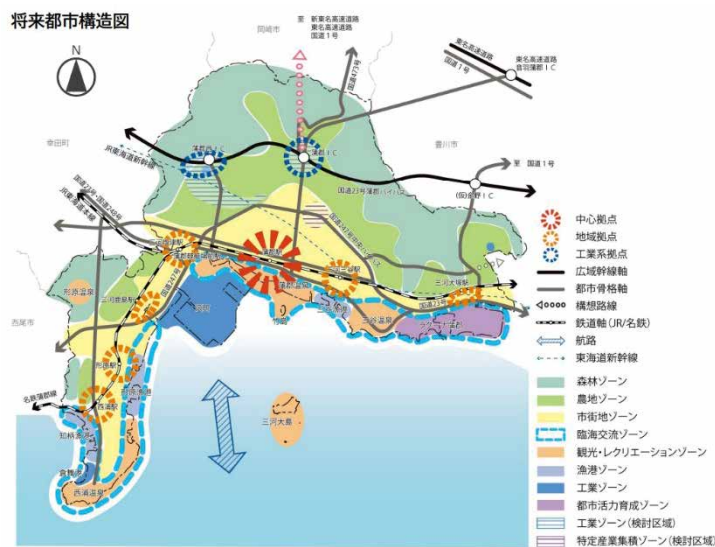


【蒲都市都市計画マスタープラン】令和5（2023）年3月策定

○蒲都市都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本目標の一つである「豊かな自然を感じながら安心して過ごせるまちづくり」の中で、『自然や文化的な地域資源の活用・保全』、『自然やまちなみと調和した景観形成』、『災害に対する安全確保』を掲げています。

【将来都市構造図】

本市のまちとしてめざす姿や骨格を示すものです。大まかな土地利用の配置を「ゾーン」に区分し「森林ゾーン」「農地ゾーン」では現存する緑の資源の保全・整備を推進する一方、「臨海交流ゾーン」「観光・レクリエーションゾーン」では観光振興や三河湾に面する地域特性を活かした交流を促進するゾーンとして位置づけています。



〔蒲郡市立地適正化計画〕 令和6（2024）年6月改訂

○蒲郡市立地適正化計画では、将来都市像として掲げた『多世代が健康で安心して暮らせるまち』を実現するため、「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」を設定し、都市機能誘導区域への誘導施設や各区域での誘導施策を定めています。

居住誘導区域

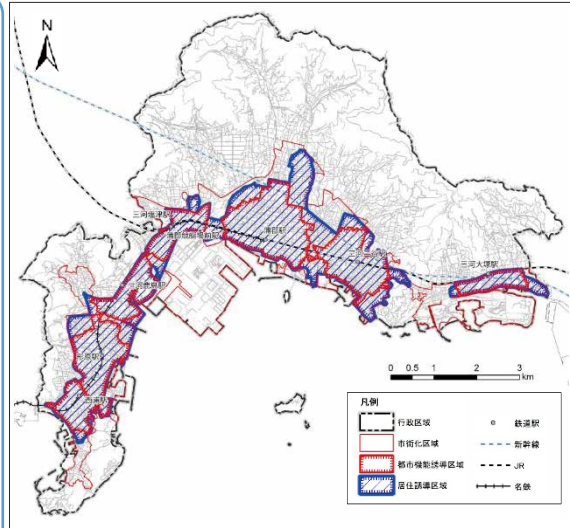
都市機能施設の維持につながる人口密度の確保

- ・居住を誘導する各種施策の検討・推進
- ・一定規模以上の開発行為または建築行為を対象とした届出制度の運用による、区域外における住宅開発などの立地動向の把握と立地促進

都市機能誘導区域

誘導施設を踏まえた都市機能施設の誘導

- ・既存施策の位置づけ見直し、または新規施策の実施により民間の都市機能を誘導
- ・公共施設再編の実施事業と連携
- ・民間事業者の動向により、国の支援を活用して、民間による公共サービスの提供などを行う施設立地の検討
- ・区域内外における誘導施設を対象とした届出行為の運用による、都市機能の立地動向の把握と立地促進



居住誘導区域および都市機能誘導区域

〔蒲郡市景観計画〕 平成31（2019）年4月策定

○蒲郡市景観計画では、景観形成の基本方針として『豊かな自然環境と調和した景観づくり』『地域に息づく景観を継承する景観づくり』『豊富な景観資源・地形を活用した魅力を引き出す景観づくり』『人々の景観づくりの心を育てる取り組み』の4つを掲げた上で、下図のとおり、市域を6つの「ゾーン」と1つの「軸」に区分し、ゾーン別景観形成の方針を定めています。

